

伴走支援が前提！

こんな支援制度を活用して取引先をサポートしよう

木内清章 産業能率大学講師

支援機関の伴走支援を前提に制度設計されている公的制
度を紹介し、どう活用すればよいかみていく。

活用したい制度 ① 伴走支援型特別保証制度

四半期に一度の確認や 経営行動計画書で改善支援



債 務の返済負担が重く、伴走支援による経営改善が求められる取引先には、「伴走支援型特別保証制度」の活用を勧めたい。
伴走支援型特別保証制度は2021年4月にスタートした信用保証制度だ。政府系金

融機関が取り扱っている、および21年3月末まで民間金融機関が取り扱っていた、無担保かつ実質無利子となるゼロゼロ融資の後継制度として位置付けられている。
伴走支援型特別保証制度の概要は図表のとおりだ。この

制度を利用するには、①経営行動計画書の作成、そして②融資を行った金融機関による継続的なフォローアップが必要となる。後者は、まさに金融機関に伴走支援を求めている要件であり、伴走支援型特別保証制度を利用する

ことで、金融機関も伴走支援を実現できるだろう。
経営行動計画書を基にモニタリングを実行
伴走支援型特別保証制度の利用が適した取引先は、例えばゼロゼロ融資による借入資金だけでは資金繰りが厳しくなり始めた取引先が挙げられる。追加運転資金として活用してもらえらるだろう。
また、経営改善を図りたい取引先などにも適している。前述したとおり、伴走支援型特別保証制度の要件の1つに

①経営行動計画書の作成がある。経営行動計画書は具体的なアクションプランを中心とする事業計画書で、5年をメドに毎年どのようなアクションに取り組むのかを明記す

る。例えば「営業利益率を改善させるために、若手工員の採用を進める。併せて工程のマニュアル化やデジタル化を推進する」など、取引先が優先的に進んでいく施策などを明確に文化させるものだ。

このような計画は、借入段階では宣言されていても、実際に取り組んでみると様々な制約から実行ペースが遅れた

り縮小したりもするし、自然消滅してしまうケースも多い。その意味で金融機関が経営行動計画書を踏まえてフォローアップしていくことは、より実効性ある伴走支援につながるだろう。計画どおりに行動できなくても、当初の計画に固執する必要はなく、打開策としてのような選択肢があるか、妥当な修正計画をど

と重要である。

う作っていかればよいか——といった点にも金融機関が関与し、経営改善をサポートしていくことが求められる。

特に規模の小さい取引先ほど、経営行動計画をおざなりにしがちである。コロナ禍が長引く中、商流の修正などが後手後手に回らないよう、伴走支援型特別保証制度を活用してモニタリングしていくことは重要である。

当行もメインバンクとして一緒に経営改善を進めていく覚悟です

●伴走支援型特別保証制度の概要

対象者	原則セーフティネット保証4号、5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る）の認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者等
対象金	経営の安定に必要な事業資金
内容	保証限度額：6,000万円 据置期間：5年以内 保証料率：原則0.2%（国による補助前は原則0.85%） 対象資金：経営の安定に必要な事業資金 保証期間：10年以内 金利：金融機関所定
要件	<ul style="list-style-type: none"> 原則セーフティネット保証4号、5号のいずれかの認定を受けていること 経営行動計画書を作成すること 金融機関が継続的な伴走支援をすること（原則四半期に一度）等

（出所）中小企業庁HPをもとに筆者作成

▼こう伴走支援につなげよう！

コロナの影響を受けて追加のお借入れをお考えでしたら信用保証料を抑えられる伴走支援型特別保証制度をご検討されませんか

ほ

申請には経営行動計画書の作成が必要ですが、当行にも四半期ごとにモニタリングが義務付けられますので継続的な支援をお約束できます

それはありがたいぜひよろしくお願います

当行もメインバンクとして一緒に経営改善を進めていく覚悟です